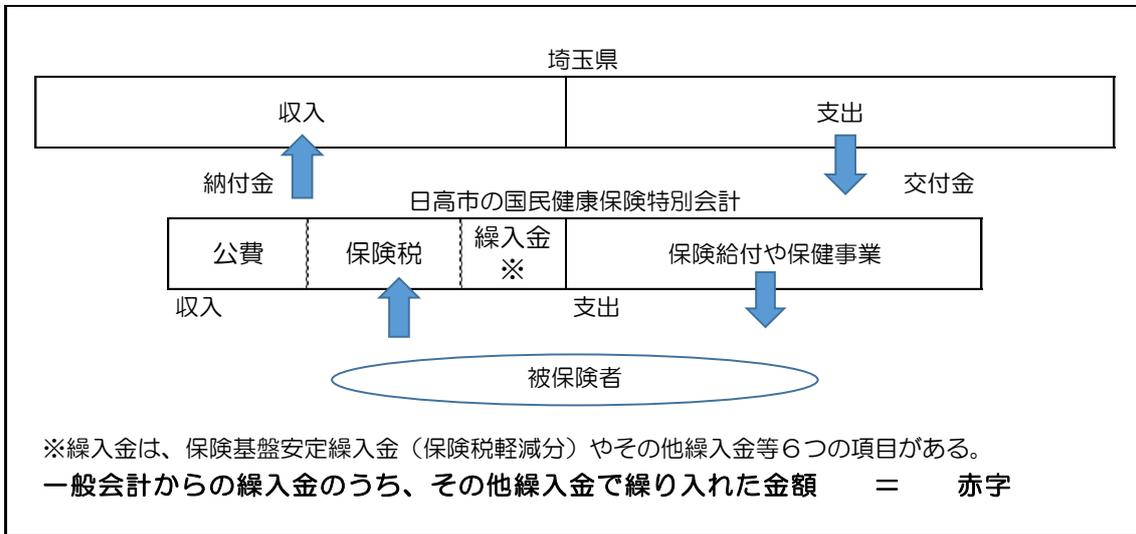


## 日高市国民健康保険税の見直しについて

## (1) 日高市国民健康保険の財政状況



日高市国民健康保険特別会計には毎年、一般会計からその他繰入をおこなっている。  
 その他繰入の金額は、当該年度の納付金額、保険税収入額や交付金額等により毎年変動する。

## その他繰入金の推移

	H30	R1	R2
総額	140,000千円	180,000千円	80,000千円
一人当たり	9千円	13千円	6千円

※令和3年度のその他繰入金の予算額は、約3.5億円計上。

## (2) 埼玉県国民健康保険運営方針

第1期(平成30年度～令和2年度)      第2期(令和3年度～令和5年度)

## 1) 制度改正

- 県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で財政運営
- 県が市町村と共同の保険者となるに当たり、国民健康保険の安定的な運営を図るため、県は国民健康保険運営方針を策定することになった。

## 2) 赤字削減・解消の取組について

赤字削減・解消の目標年次を保険税準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに赤字を解消するよう設定された。

## ○赤字削減・解消計画の策定

日高市では、第1期の埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、平成30年度から6か年計画となる赤字削減・解消計画を策定した。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、税率改正の年度を変更する必要が生じたため、昨年度に計画を見直し、県へ提出した。

### 3) 保険税水準の統一について

原則、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税になることとする。

そのためには、県内すべての市町村が同水準の医療や被保険者サービスを受けることが出来るよう取り組む必要がある。

○統一の進め方…3段階に分けて進める

	R3~R5	R6	R7	R8	R9	・・・	ROO	・・・
保険税水準の統一		納付金ベースの統一			準統一		完全統一	

※保険税水準の統一により被保険者の負担が大きく変動する場合がある。

### (3) 納付金と市町村の標準保険税率について

#### 1) 納付金とは

埼玉県が、県全体で必要な医療費等の保険給付費の支出見込みから、県で必要な納付金総額を算出した後、各市町村の所得、被保険者数、医療費水準に応じ、市町村に請求される。

#### 2) 市町村の標準税率とは

市町村が、納付金や保健事業に必要な支出のうち保険税で集めなければならない保険税額から、各市町村の所得総額や被保険者数に応じ算定され、納付金額と合わせて県より示される。

標準保険税率において、課税を行い、標準的な収納率を達成すれば、県に対する納付金の支払いに必要な財源を確保できる可能性が高くなる。



一般会計からのその他繰入が不要となり、赤字の解消につながることに・・・

	R3市町村標準税率 市町村算定方式	R3市町村標準税率	R3日高市
医療分	8.17%	6.19%	6.80%
	22,873円	36,368円	20,000円
後期支援金分	3.24%	2.47%	2.40%
	8,835円	14,140円	7,000円
介護納付金分	2.57%	2.68%	1.30%
	18,767円	19,541円	10,000円

※令和3年7月時点での試算では R3 市町村標準税率と日高市の税率では、約2.8億円、1世帯あたりでは約3.3万円の差が生じている。

### (4) 今後の国民健康保険税について

#### 1) 国民健康保険税の改正について

国民健康保険の赤字を減少させていくためには、税率改正を行わなければならない状況である。

また、埼玉県の方針に合わせ令和8年度までにその他繰入をゼロにし、赤字を解消するには、令和4年度より、複数回の改正が必要と考える。

#### 2) 今後の予定

次回運営協議会開催時に、具体的な税率や増加額等についての説明と諮問を行う予定。